

## コンプライアンス委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）定款第41条に基づく専門部・専門委員会組織規則（以下「組織規則」という。）のコンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）について定める。

### (目的)

第2条 本委員会は、日連がボクシング競技の統轄組織としてその自覚と責任を持ち、スポーツの根本であるルールとフェアプレー精神に則り、日連の加盟団体（以下「加盟団体」という。）、地方ブロック連盟共々常に健全かつ公正な運営と発展に努めるとともに、ボクシング競技の振興を通してその社会的使命を果たしていくために、次条に掲げる事項について活動することを目的とする。

### (基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の諸活動を行う。

- (1) 日連がスポーツガバナンスコードに適合した適正な組織運営を行うことについて、理事会等に対して、助言、支援及び提案を行うこと。
- (2) 日連の定款及び規程等の制定及び改廃の企画立案に関すること。
- (3) 日連の役職員等に対するコンプライアンスへの正しい知識を習得するための教育・研修に関すること。
- (4) 役員候補者選考方法等に関する規程第2条第5項に規定する役員選考委員会の委員の推挙に関すること。
- (5) 加盟団体規程第14条に規定する加盟団体の加盟申請に関する審査を行うこと。
- (6) 利益相反規程第7条に規定する利益相反事項に関すること。
- (7) その他日連のコンプライアンス強化に関すること。

### (委員の構成)

第4条 本委員会の委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名以内
- (3) 委員 10名以内

2 本委員会には日連理事（以下、「担当理事」という。）が若干名加わり、委員となる。

### (委員長の選出)

第5条 委員長は、組織規則第9条により、理事会で選任し会長が委嘱する。

(委員の選出)

第6条 委員長、副委員長及び担当理事は、第3条に定める基本活動を執行する知見と能力を有する者を委員として選出することができる。

(会議)

第7条 本委員会の会議は委員長が招集し議長となり、業務執行規程第4条に基づき会議体として適正な運営を行うこととする。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。
- 3 委員は、自己の利益相反に係る議事に加わることはできない。
- 4 審議対象取引が日連として許容できない利益相反にはあたらないことは、出席委員のうち前項の委員を除く委員（以下「議決権を行使できる委員」という）の過半数の賛成をもって決する。賛否同数の場合、議長がこれを決する。
- 5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 委員及び委員会に出席を求められた者は、当該委員会の業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規則は令和3年12月28日より施行する。

この規則は令和4年10月2日より改正施行する。

この規則は令和6年12月11日より改正施行する。